

五霞町議会議長交際費に関する取扱い基準

令和4年 4月22日
議 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この基準は、議長（これに準ずる者を含む。以下同じ。）が議会運営の円滑な執行を図るため、議会を代表して行う外部の団体又は個人との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費の区分、内容、対象者及び金額は次のとおりとする。

区 分	内 容	対 象 者	金 額
弔 慰	葬儀等における香典、生花等に要する経費	別表に定めるところによる	別表に定めるところによる
見 舞	病気、事故等の見舞に要する経費（10日以上入院加療を要するとき）	町議会議員を除き、議長が特に必要と認める者	10,000円
	災害等に対する見舞金	他自治体等	10,000円
会 費	会費を必要とする会議、研修会、懇談会等の出席に要する経費 ただし、政治資金規制法第8条の2に基づく政治資金パーティには支出しない。	会議等の主催者	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度とする ただし、議長と共に出席を要する議員がある場合は、人数分を支出する
慶 祝	記念式典、竣工式、地域イベント、各種総会等に対する祝金	記念式典等の主催者	社会通念上妥当であると認められる額とし、原則10,000円を限度とする
賛助金	各種団体等の活動の趣旨及び目的に対する賛同を表明するために要する経費	当該活動を主催する団体又は個人	社会通念上妥当であると認められる額
渉 外	先進地視察、外部機関との交渉、交際、表敬訪問等に要する経費	議長が必要と認める団体又は個人	相当額
その他	その他議会運営上特に議長が必要と認める経費		相当額

(支払の証明)

第3条 交際費の支出にあつては、領収書を徴しておくものとする。ただし、香典等社会通念上、相手から領収書を徴することができないものにあつては、その収支の経理を明らかにしておけば足りるものとする。

(交際費の公表)

第4条 交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1)支出日
- (2)区分
- (3)支出内容
- (4)支出金額

2 前項の公表は、毎月初めに前月分について五霞町ホームページに掲載することにより行うものとする。

(基準の見直し等)

第5条 議長は、交際費の支出内容や金額が町民感覚と離れることのないように、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、この基準の適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、令和4年5月1日から施行する。

別表(第2条関係)

対象者		香料	生花等
町議会議員	現職	10,000円	1基
	元職	10,000円	
特別職(町長・副町長・教育長)	現職	10,000円	1基
	元職	10,000円	
行政委員会委員	現職	5,000円	
国・県及び他市町村の公職にある者のうち、議長が必要と認めたとき	現職	10,000円	議長が必要と認めるとき1基
その他町に対し功績のあったもの又は町と関係の深いもので議長が必要と認めたとき	現職	5,000円	

備考

- 1 元職の町議会議員については、議長の役職にあった者を対象とする。
- 2 元職の特別職については、町政功労者を対象とする。
- 3 行政委員会委員とは、町の教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、代表監査委員及び固定資産評価審査委員をいう。
- 4 本表の複数の項目に該当する場合は、高額な基準を適用する。